

みどりの杜俳句会



ばら開く彼の軽やかな足音に	佐山けさ子
ばらの花盛りや雨の少し欲し	飯野はつ志
小町草指に触れみる茎粘る	鈴木 啓子
山肌に可憐やさつき咲きはじむ	今村千鶴子
念入りに掃きありさつきの零れ花	梅澤きくえ
円となり若葉の下に運動会	田村 好子
真つ直ぐに濃き紫やかきつばた	梅沢 時江
杜の庭白花しらんの白さかな	西 ツル
手折り来てコップに紅白しらんな	吉田 愛子
桜草小花の揃ひ庭日向	高橋 ツ子
濃き赤のポピー続くや峠道	関口 侑子
十葉葉二三枚浮く手水鉢	小宮 勉
徒長枝の伸ぶるままなり梅香る	土屋 厚子
露味噌の手作り添へて母見舞ふ	初雁 功子
朝雨の玉の零れず柿若葉	山田 美子
若葉風木下の漏れ日揺らぎけり	野口利江子



人権シリーズ

「人権擁護委員」

416

東秩父村に人権擁護委員が2名いますが、私はその中の1名です。人権擁護委員は人権擁護委員法に基づいて、市町村単位で配置される非常勤職員で、法務大臣が委嘱するボランティアです。任期は3年となります。組織としては、全国人権擁護委員連合会があり、埼玉県では8ブロックに分かれて活動しています。東秩父村は東松山協議会に属し、祝祭日を除いて毎週水曜日に東松山法務局内に常設相談を開設し、委員が輪番で人権相談を受け、問題解決へのお手伝いをしています。その他、法務局の職員と協力して人権侵害から被害者の救済に努め、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるよう啓発活動も行っています。

さらに、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、委員が各市町村に出向き、特設相談を開設し対応しています。東秩父村では人権擁護委員の日に合わせ、年3回役場内にて開設しています。

現在、人権相談の年間取扱件数は全国で20万件を超えているそうです。生活の中で悩み事が生じ、どこに相談すればよいか迷ったら、まずは人権擁護委員を頼ってみてください。相談は無料で、相談についての秘密は厳守します。

令和6年度の人権啓発キャッチコピーは、引き続き「『誰か』のことじゃない。」となりました。ひとりひとりの人権の尊重が求められている現在も、さまざまな人権課題が依然として後を絶ちません。人権擁護委員の一員として、関係諸機関との連携を緊密にし、共生社会実現のため積極的に取り組んでいきたいと思っています。

人権擁護委員 奈良 幸子

アートの世界

12月の晴れた青空の中、偶然、秩父市の札所を訪れていた巡礼者と居合わせ、カメラのシャッターを切りました。私は、何をどう撮るかが写真を撮影していく中でポイントになると思っています。

その中でこの作品は、たまたま出会った偶然を撮った写真です。

どこにピントを合わせて撮るのか、どういうものを被写体にしてシャッターを押すのかを学びながら今後自分らしい写真を撮っていききたいと思っています。



「祈りの時」  
 写友会 栗島 脩さん (御堂)  
 撮影者